

法人会だより

かつしかの窓

2016

Vol.366

錦秋



たまには
川つペりを
散歩するの
もいいな

ゼロメートル
地帯の
醍醐味だね

Contents

平成二十八年度 法人会と区民の集いが開催される… 2～3
第十九回政治経済講演会を開催 …… 3
葛飾企業人 …… 4～5
葛飾税務署定期異動のお知らせ …… 6
法人会関係署幹部のご紹介 …… 7
法人会の「平成29年度税制改正に関する提言」まとまる… 8～9

第33回法人会全国大会 …… 10
法人会活動レポート …… 11
私の朝のウォーキング …… 12
葛飾都税事務所からのお知らせ …… 13
葛飾区役所・税務課からのお知らせ… 14
説明会のご案内/税務相談/編集後記… 15

平成二十八年年度

法人会と区民の集いが開催される

日時 ……十月二十五日

場所 ……かつしかシンフォニーヒルズ

モーツァルトホール

”演技も10点満点、講演も10点満点“

十月二十五日（火）かつしかシンフォニーヒルズモーツァルトホールにて、平成二十八年年度法人会と区民の集いが開催される。

同集いは葛飾法人会の公益事業として、地域社会の発展に寄与することを目的に毎年実施している事業である。

今年度はロス五輪体操金メダリストの森末慎



二氏を招いて「あくなき挑戦」という演題で講演会を行った。

司会は実行委員長でもある篠原副会長が務める。大畑副会長が開会を宣した後、片岡会長が挨拶する。始めに今年多発した自然災害に遭いお亡くなりになられた方々へのお悔やみの言葉を述べる。次いで前身の会員大会を公益社団法人への移行を踏まえて「法人会と区民の集い」と改称し、会員以外の方にも門戸を広げて多くの区民の方にも参加頂ける事業とした経過を述べる。司会者が森末氏のプロフィールを紹介した後、講演が始まる。

始めにリオ五輪を終えたばかりであるとのタキミングで、オリンピックに纏わる話を語る。アマチュア規定の厳しかったロス五輪以降からメダリストに贈られるようになった賞金の話、オリンピックの正式名称とその謂れなど話のツボを押さえた語り口に知らず知らずのうちに会場の

全員が引き込まれていた。

ウルトラCが体操の遠藤選手の演技から生まれ、その名称の承諾を得てウルトラマンが誕生した逸話が語られる。

体操選手が飛行機で遠征する際に、体操着と滑り止め（炭酸マグネシウム）を必ず持参するが、その白い粉の袋を持つことだけで検査前は胸をドキドキさせた、との話を聞いた途端に会場は爆笑の渦に包まれた。

ご自身の話に移っても大学時代の闘病生活を経た後の体操選手としての成長ぶりとその入院時のエピソードが語られる。特に特定の個人名まで挙げて、「この人は今でも嫌いです」の一言は嫌悪から出た言葉でなく、むしろ講師の人柄を浮き上がらせた格好となり、心地良い。

最後にロス五輪での体操演技での話は迫真に迫りつつも、最後の鉄棒の演技はまさに「火事場の糞力」でうまくできたと結び、軽くかわされて聞き手も無事着地した雰囲気となった。

まさに演技も10点満点、講演も10点満点であった。講演を終えて、二人の方から質問を頂いたが、それぞれに丁寧な説明で答えられた。

閉会のことばは中村副会長が行い、本日の講演の感想やメダルの重みを感じられたことを述べたあと、閉会を宣した。

最後に主催者の紹介を行う。再度片岡会長が登

八月二十九日 橋本五郎氏をお迎えして 第十九回政治経済講演会を開催

「これからの政局のゆくえ」
於 かつしかシンフォニーヒルズ・モーツァルトホール

葛飾法人会の夏の恒例行事である政治経済講演会が、八月二十九日月曜日、かつしかシンフォニーヒルズ・モーツァルトホールにて開催されました。

今回は読売新聞特別編集委員の橋本五郎氏をお招きして「これからの政局のゆくえ」というテーマで講演が行われました。

定刻の六時に開演となり大畑副会長の司会が始まりました。片岡会長が挨拶を行った後、司会の紹介で講師が壇上に登場しました。TV番組のコメンテータとして知名度の高い橋本五郎氏の登場です。

講演は、最近話題となった東京都知事に纏わる話から始まりました。次に我が国の政局の動向や今後の課題などを興味深く話されました。

家族の話も織り混ぜながら講演は進み、自身の温かな人となりや彷彿とされる話しぶりに、九十分という時間は瞬く間に過ぎてしまいました。

最後に山本副会長より閉会の挨拶が行われました。

本日は台風十号の影響で開催すら危ぶまれる悪天候の中、会員並びに葛飾区民の皆様方三百三十名余に参加を頂きまして誠に有難う御座いました。



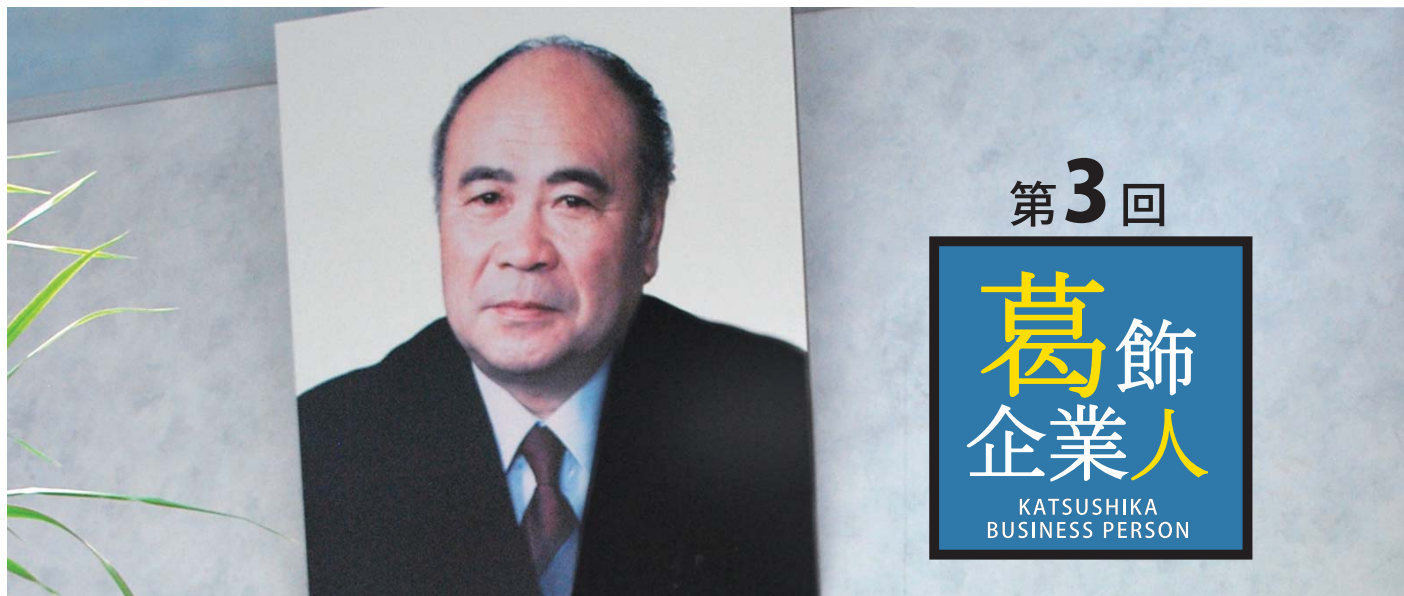
壇したほか、参加賞を提供した宮下副会長、青年部会長の代理の神谷副部長と堀切部会長が舞台上に上がり司会者に紹介される。

次いで壇上に上がられている方々によって抽選会が行なわれる。当選の六つのアルファベットが読み上げられると会場内に軽いどよめきが起こる。

全ての行事が終わって、本日の講演会の余韻を会場に残しつつ、参加者が会場を去ってゆく。

朝から気温も下がり気味で肌寒い日であったのに加えて、開場間近になって雨が降り出すという環境下の中にも拘らず三百名を超える方に参加して頂きました。主催者一同深く感謝します。誠に有難うございました。





第3回

葛飾
企業人

KATSUSHIKA
BUSINESS PERSON

新境地を求めて さらなる飛躍を

株式会社 花島シーマン

代表取締役
花島 恵子

創業以来一貫して青戸で業務を行っている株式会社花島シーマン。創業者から会社を引き継いだ女性社長が従来の化粧品受託業務から新しく自社製品開発まで取り仕切っている。



Q 社名の「花鳥シーマン」は特徴的な社名ですがどういった意味があるのでしょうか。

A 「花鳥」は創業者の苗字です。「シーマン」は英語のSheとManを組み合わせたものです。当社が取り扱っているのは「化粧品」ですが、女性と男性両方の物という意味を込めた創業者から聞いています。

Q 社屋の前面にある女性の横顔のイラストがとても目をひきます。社名と何か通じるものがあるのでしょうか。

A こちらは平成9年に本社ビルを新築した時につけたイラストですが、社名とは逆に「化粧」の持つエレガントで女性的なイメージを全面的に出しています。このイラストで会社のイメージを強く印象付けることができたと思っています。

Q 会社を創立された昭和29年はまだあまり豊かではない時代だったと思いますが、どのように化粧品受託メーカーとして会社を興されたのでしょうか。

A 私の父、創業者花鳥梧楼は会社を興す前に化粧品会社で営業をしていました。その縁もあって当初は自宅で七輪を使って化粧水やクリームを作っていました。今で言う「手作り化粧品」でした。それを母が町工場などに持って行って手売りしていたのです。コツコツ作り売り続けていくうちにお客様の数も増え、一緒に仕事をする人も増え会社組織になりました。自社工場が茨城にありますが、創立以来本社はずっと青戸にあります。かくいう私も青戸で育ち人生の大部分を青戸で過ごしています。

Q 私は一時期会社を離れていた時期がありました。平成6年に戻り、平成10年に倒れた両親の介護をしながら仕事を続けていました。その時に私を迎えて入れてくれ、助けてくれたのが社員達でした。その社員の生活を守るためにも私は「両親が作った会社を存続させること」を自分の使命と考え、人との縁を大切にしながら会社をまとめていきます。常に不安はありますが、現状に甘んじることなく新しいことにチャレンジしています。

Q 今現在チャレンジされていることがありましたらお聞かせください。

A 当社は化粧品と医薬部外品の受託生産、いわゆるOEMを行っています。今まで培ってきた技術と自社工場を持っている強みを生かして自社ブランドのスキンケア製品を作りました。自然志向を意識して合成化学物質などは使わず天然由来成分だけで作っています。今までは他社製品の製造だけでしたがこれからは企画から製造、販売まで一貫して行うこの自社ブランド製品も育てて行きたいと思っています。まだ成長途中ですが手ごたえを感じています。

Q 最後に葛飾法人会への思いをお聞かせください。

A 法人会の事業はボランティアで行われていますが、これほどなかなか参加できない方もいらっしゃると思います。会員同士でできるだけ声をかけあって、少しでも多くの会員の方が参加して会員同士そして非会員の方々とも交流が持てればと思っています。

Q 現在チャレンジされていることがありましたらお聞かせください。

A 現在チャレンジされていることがありません。

Q 現在チャレンジされていることがありません。

Q 現在チャレンジされていることがありません。

Q 現在チャレンジされていることがありません。

Q 現在チャレンジされていることがありません。

Q 現在チャレンジされていることがありません。

株式会社 花鳥シーマン
http://www.hanajima-sheman.co.jp/

本社 青戸5-25-2 TEL:03-3602-5135(代表) FAX:03-3602-1115(代表)
鹿島工場 茨城県神栖市柳川4060 TEL:0479-46-4785 FAX:0479-46-4781



葛飾税務署定期異動のお知らせ

新署長に鈴木氏、
藤澤署長は東京国税局へご栄転

● 着任のご挨拶 ●



長 福 みのり 典
署 木 すすず 鈴

公益社団法人葛飾法人会の皆様方には、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。片岡会長をはじめ役員並びに会員の皆様方には、平素から税務行政の円滑な運営につきまして格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

私は、本年七月の人事異動で、東京国税局調査部より転任して参りました鈴木でございます。出身は前任の藤澤署長と同じ秋田県大仙市でございます。藤澤署長同様、よろしくお願い申し上げます。

葛飾法人会は、「よき経営者を目指すものの団体」として地域社会に密着した事業活動を昭和二十四

年より展開されている、歴史と伝統のある法人会であると伺っております。また日頃より税知識の普及並びに納税道義の高揚に力を尽くされております皆様の活動に對しまして深く敬意を表しますとともに、今後におかれましても活発な活動を展開されることを期待いたしております。

さて、本年よりいわゆる「マイナンバー制度」がスタートし、税務署においてはその周知・広報を積極的に実施しているところです。皆様方におかれましても、番号の記載を要する税務関係書類にマイナンバーや法人番号が確実に記載されるよう制度の概要などの周知・広報を引き続きお願い申し上げます。結びに当たり、公益社団法人葛飾法人会の益々のご発展と会員企業のご繁栄並びに皆様方のご健勝を心から祈念いたしましたして、着任の挨拶とさせていただきます。

● 着任のご挨拶 ●



副署長／法人・徴収担当
み 三 原 かつ 勝利

公益社団法人葛飾法人会の皆様方には、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度の人事異動により、広島国税局の鳥取署から転任して参りました三原でございます。出身は「神話の国」で知られる島根県出雲市でございます。前任の深水副署長同様、よろしくお願い申し上げます。

葛飾法人会の皆様方には、日頃より税務行政に対しまして格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

ところで、国税庁として全国的に普及と定着に取り組んでいる

ITaxにつきましては、納税者利便の向上と事務の効率化につながることから、更なる利用拡大に向け、引き続き、なお一層の努力をしてまいります。

マイナンバー制度の開始に伴い、申告の際には本人確認書類の提出が必要になります。

マイナンバーカードには電子証明書が格納されていますので、eITaxでもご利用いただけます。ITaxで申告した場合には、本人確認書類を別途提出する必要がなく、書面提出に比べて大変便利です。是非eITaxをご利用いただけますよう、よろしくお願いいたします。

最後になりましたが、貴会の益々のご発展、会員の皆様方のご健勝並びにご事業のご繁栄を心から祈念いたしましたして、着任の挨拶とさせていただきます。

法人会関係署幹部のご紹介



法人課税第2部門統括官

すずき てつお
鈴木 哲夫

出身地 茨城県

コメント 身近な源泉所得を分かりやすく説明し、理解者を増やす努力は、惜しみません。



法人課税第1部門統括官

しば がき ただし
柴垣 正

出身地 青森県

コメント 葛飾法人会の皆様と葛飾税務署の窓口担当者として、本年度も精一杯頑張ります。



総務課長

いわぶち てつお
岩渕 哲男

出身地 岩手県

コメント 大変お世話になっております。前任の伊藤総務課長同様よろしくお願ひ申し上げます。



法人課税第2部門源泉審理上席

くろいし ただし
黒石 整

出身地 北海道

コメント 源泉に関する税制改正等をわかりやすく説明していきますのでよろしくお願ひします。



法人課税第1部門法人審理上席

もりかわ よしのりろう
森川 兆憲郎

出身地 山口県

コメント 2年目になります。微力ですが皆様のお役に立つよう引き続き頑張つてまいります。

葛飾税務署 新名簿 (平成28年人事異動)

《平成28年7月11日現在》

役職名	平成28事務年度		役職名	平成28事務年度	
	氏名	異動元		氏名	異動元
署長	鈴木 文典	局・調査四部・統括課長	法人第4統括官	蓑田 真一	(留任)
副署長(総)	伊藤 寛明	葛飾・総務・総務課長	法人第5統括官	三浦 昭夫	(留任)
副署長(法)	三原 勝利	広島局・鳥取・副署長	法人第6統括官	上野 敏明	局・査察管理・連調官
特別国税調査官(法)	齊藤 裕二	江戸川南・法特官・特調官	法人第7統括官	山田 将克	(留任)
総務課長	岩渕 哲男	局・総務部・広報室長補佐	審理専門官(法人)	小玉 貴	(留任)
特別国税調査官(法)	山口 謙介	成田・法人1・統括調官	連絡調整官(法人)	田中 博一	千葉南・法人1・統括上席
法人第1統括官	柴垣 正	(留任)	法人(審理上席)	森川 兆憲郎	(留任)
法人第2統括官	鈴木 哲夫	本所・法人2・統括調官	源泉(審理上席)	黒石 整	(留任)
法人第3統括官	橋本 毅	(留任)			

法人会の「平成29年度税制改正に関する提言」まとまる

中小企業の活性化に資する税制措置の拡充と

歳出・歳入の一体的改革を強く求める！

法人会の「平成29年度税制改正に関する提言」が、9月23日の公益財団法人全国法人会総連合(以下「全法連」)の理事会でまとまった。

同提言は、会員企業からの要望意見、税制改正に関するアンケートなどをもとに税制委員会の審議を経て、取りまとめられたもので、「税・財制改革のあり方」「経済活性化と中小企業対策」「地方のあり方」「震災復興」などからなっている。

全法連では、全国80万会員の声として、財務省、総務省、中小企業庁、自民党、公明党および国会議員などに対して実現を求めて要望活動を行っている。

さらに、全国41都道府県連および441単位会でも、地元選出の国会議員、地方自治体の首長、議長あて広汎な要望活動を行っている。提言(要約)は次のとおり。

I 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

○消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠である。国民の将来不安を解消するために、「社会保障と税の一体改革」の原点に立ち返って、2019年10月の税率引き上げが確実に実施できるよう、経済環境の整備を進めていくことが重要である。

○2018年度の財政健全化中間目標の設定に伴い、歳出面では18年度までの3年間で政策経

費の増加額を1・6兆円(社会保障費1・5兆円、その他0・1兆円)程度に抑制する目安を示した。今回の骨太の方針では、消費税率引き上げ延期で中間目標数字への言及がなかったが、この政策経費の抑制は確実に行うべきである。

○財政健全化は国家的課題であり、歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

○消費税についてはこれまで主張してきたとおり、税率10%程度までは単税率が望ましいが、政府は税率10%引き上げ時に軽減税率制度を導入する予定としている。仮に軽減税率制度を導入するのであれば、これによる減収分について安定的な恒久財源を確保するべきである。

○持続可能な社会保障制度の構築は喫緊の課題であり、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制するとともに、適正な「負担」を確保する必

要がある。

○少子化対策を含む社会保障のあり方では「自助」「公助」だけでなく、社会全体で支え合う「共助」の役割も重要であり、これらの範囲をバランスよく見直していく必要がある。

3. 行政改革の徹底

○消費税率10%への引き上げが再延期されたが、財政健全化と社会保障の安定財源を確保するには、増税が不可欠であり、改革の徹底はその前提である。

○「行革の徹底」には、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づいて自ら身を削ることが何より必要である。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

○軽減税率は何と言っても事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多く、税率10%程度までは単一税率が望ましいことを改めて明確にしておきたい。

○低所得者対策は現行の「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当である。

○現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。

5. マイナンバー制度について

○マイナンバー制度は2016年1月から運用が開始されたが、

国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言いがたい。政府は引き続き、制度の意義等の周知に努め、その定着に向けて取り組んでいく必要がある。

6. 今後の税制改革のあり方

○今後の税制改革に当たっては、①経済の持続的成長と雇用の創出②少子高齢化や人口減少社会の急進展③グローバル競争とそれがもたらす所得格差など、経済社会の大きな構造変化④国際間の経済取引の増大や多様化諸外国の租税政策等との国際的整合性——などにどう対応するかという視点等を踏まえ、税制全体を抜本的に見直していくことが重要な課題である。

II 経済活性化と中小企業対策

1. 法人実効税率について

○OECD加盟国の法人実効税率平均は約25%、アジア主要10カ国の平均は約22%となっており、これらと比較すると依然として税率格差が残っている。当面は今般の法人実効税率引き下げの効果等を確認しつつ、将来はさらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

○中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置（平成29年3月31日まで）ではなく、本

則化する。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

○中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。

○少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃する。

○中小法人課税について、適用される中小法人の範囲（現行資本金1億円以下）を見直すことが検討されているが、資本金以外の「他の指標（例えば、所得金額や売上高）」を使用した場合、毎年度金額が変動する、業種や企業規模によってそれぞれ指標を定める必要がある等、経営面で混乱が生じることが予想される。このため、中小企業の活力増大と成長の促進に資する観点からも慎重に検討すべきである。

3. 事業承継税制の拡充

○我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献しており、経済社会を支える基盤ともいえる存在である。その中小企業が相続税の負担等により事業が継承できなくなれば、我が国経済社会の根幹が揺らぐことになる。

○納税猶予制度の改正で要件緩

和や手続きの簡素化などがなされたが、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。

○本格的な事業承継税制が創設されるまでの間は、相続税等の納税猶予制度について要件緩和と充実を図ることを求める。

○事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは控除する制度の創設が求められる。

○円滑な事業承継に資する観点から、取引相場のない株式の評価のあり方を見直すことが必要である。

III 地方のあり方

○地方活性化には、国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図る地方分権をさらに進めねばならないが、同時に現在推進中の地方創生戦略の深化も極めて重要である。その共通理念として指摘しておきたいのは、地方の自立・自助の精神である。

○ふるさと納税制度で一部に見られるような換金性の高い商品券や高額または返礼割合の高い返礼品を送付するなどの過度な競争には問題があり、適切な見直しが必要である。

○異常な水準にまで悪化した我

が国財政を考えると、国だけでなく地方の財政規律の確立も欠かせない。とくに、国が地方の財源を手厚く保障している地方交付税の改革をさらに進め、地方は必要な安定財源の確保や行政改革についても、自らの責任で企画・立案し実行していく必要がある。

IV 震災復興

○東日本大震災については、被災地の復興、産業の進展はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う。また、本年4月に起こった熊本地震も含め、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じる。

V その他

○税の意義や税が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとは言いがたい。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

提言の全文は「全法連ホームページ」でご覧いただけます。
<http://www.zenkokuhojikkai.or.jp/>

— 東京法人会連合会 —

第三十三回 法人会全国大会

全国から約一八〇〇人が参加した長崎大会

当会からは片岡会長、中村、山本副会長、三名が参加しました。

第一部ではブライアン・パークガフニ氏による地方が生き残るために、長崎その歴史その魅力その未来への演題で記念講演を拝聴し、第二部の大会式典では、国税局長官 迫田英典様の挨拶から始まり、ご来賓の方々の祝辞に続き会員増強、研修参加率向上、福利厚生制度推進についての表彰を行いました。また、税制委員長による税制改正提言の報告、昨年の「青年の集い」において最優秀賞を受賞した広島南青年部会による租税教育活動「ラップだ税」の発表が行われました。



平成二十九年度税制改正スローガンは左記のとおりです。

平成二十九年度 税制改正スローガン

- 経済の再生と財政健全化を目指し、歳入・歳入の一体的改革を！
- 適正な負担と給付の重点化・効率化で、持続可能な社会保障制度の確立を！
- 中小企業の重要性を認識し、活性化に資する税制措置の拡充を！
- 中小企業にとって事業承継は重要な課題。本格的な事業承継税制の創設を！

マル経融資のご案内

無担保・無保証・手数料無

金利 **1.25%** (平成28年10月13日現在)

葛飾区より3年間、支払利子の50%が補助されます

- 融資対象 従業員20人以下の法人・個人事業主の方 (宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業は5人以下)
- 融資限度額 2,000万円
- 返済期間 運転資金7年以内/設備資金10年以内
- 必要書類 2期分の決算書及び確定申告書の写し等
- 相談時間 平日 9:30~12:00 3:00~17:00 (祝日・年末年始を除く)

※本制度の取扱いは、平成29年3月31日の日本政策金融公庫受付分までとなります。



【お問合せ】

東京商工会議所 葛飾支部

葛飾区青戸7-2-1

テクノプラザかつしか3F

TEL: 3838-5656

<会員・非会員問わずご利用いただけます。>

専門家による窓口相談

無料・要予約

	行政書士	弁護士	税理士	社会保険労務士	相談時間 13:00 ~ 16:00
11月	お休み	9日(水)	15日(火)	28日(月)	
12月	1日(木)	14日(水)	20日(火)	お休み	
1月	5日(木)	11日(水)	10,17,24,31日(火)	23日(月)	
2月	2日(木)	8日(水)	7,14,21,28日(火)	27日(月)	
相談例	許認可申請・定款作成・ビザ取得	リース取引・連帯保証・債権回収	記帳・消費税の課税申告書作成・相続税	労働保険・就業規則の作成	

法人会活動レポート

厚生委員会

9月16日

第1回健康セミナー



定例理事会後に38名にて開催されました。出席者は、「笑う体操!」のテーマ通り、笑顔いっぱい、身体を動かしながらのセミナー。終わるころには身も心もスッキリとして、帰宅の途につきました。

組織委員会

9月9日

会員増強推進会議



テクノプラザかつしかにおいて会員増強推進会議が開催され、10月からの会員増強推進運動に支部・地域一丸となって目標達成に向けて協力し「頑張ろう!」と力強い声をあげました。

第5・6地域事業部

10月9日

中川に親しむ集い



大変な大雨の中での10時からの開会式。どうなることかと心配でしたが11時には天候も回復し、1,000名からの参加者を迎えることができました。初めての試みのスタンプラリーが大変好評でした。

女性部会

9月2日

日帰り研修旅行



NHK放送博物館を見学し、愛宕神社で参拝、東京タワーに登り、すぐ側の芝「とうふ屋うかい」での昼食会。国会議事堂見学そして浅草と都内を満喫し、楽しい親睦を図る40人での研修でした。

立石支部

10月19日

支部研修旅行



アサヒビール神奈川工場と真鶴へ、参加者29名にて支部会員研修旅行へ行ってきました。

立石支部

10月3日

会員増強推進委員会



19時30分役員会に引き続き支部推進委員会が開催されました。本部から若林副会長、岩田組織委員にもご参加いただき会員増強について活発な意見交換がありました。

立石支部

9月3日

立石フェスタ



立石フェスタ2016が、立石で行われました。楽しい笑顔いっぱい、立石支部もお手伝いさせていただきました。

私の朝のウォーキング

葛飾税務署

鈴木文典

朝のウォーキングを日課にして五年ほどになります。きっかけは運動不足の解消、早い話が減量ですが、続けるうちに、「ただ歩く」が楽しみになりました。朝の景色の中で、考えることは前向きで、「今日も元気でいこう」という気持ちにさせてくれるのです。

大手町勤務のころ、基本のコースは皇居であります。時には、北の丸公園、千鳥ヶ淵、東京駅の地下街にも足をのびします。皇居の朝は、ジョギングランナーとすれ違うのが楽しくて、時計回りが多かったと思います。毎日、決まった時間におんなじ形相で走ってくるおじさん、颯爽と走るOL風の女性、巨体を揺らす外国紳士など、景色はいろいろで楽しいものです。北の丸公園の朝は、人影はまばらで秋のみみじが素晴らしく、千鳥ヶ淵は何と言っても桜、見ごろの時期は、出勤前の花見客でいっぱいです。雨の日は東京駅の地下街が面白く、会社に向かう人たちとラメンストリートの行列は、なんとも対照的でこれが日本のよさなのかもしれません。

職場が築地に移り、コースは築地市場が中心となりまして、「二十八年の十一月には移転か」と思いながら歩いたものです。インバウンドというのでしょいか、築地の朝は、場内も場外も観

光の方々でいっぱいです。築地の魅力は何と言っても味覚。海鮮丼、貝焼き、卵焼き、それからラーメンのお店は、朝から賑わっています。夕方、仕事の帰り道、銀座に出てみますと、築地から銀座に移動したのか、銀座通りの賑わいも相当なものです。海外の人からは、「日本の街はきれい」、「食べ物美味しい」、「日本人は親切」などの嬉しい声があるようです。

葛飾に転勤してからは、堀切菖蒲園駅から立石駅、青砥駅周辺が主なコースですが、方向音痴の私は三ヶ月経っても迷子になる始末で、堀切菖蒲園駅から堀切菖蒲園を通って税務署に向かったときは、遅刻を覚悟したくらいです。立石駅周辺の商店街には昭和の面影があり、青砥駅から区役所周辺には趣のある路地や桜並木もあり楽しめます。小学校の通学路では、緑のおじさん、おばさんが「おはよう」と声をかけ、子どもたちは元気に答え、交通ルールを守ります。これが街のきれいに繋がっているのでしょうか。何とも微笑ましく、今日もいい仕事ができそうな気になります。天気の良い日は、青砥から中川沿いにとっても爽快で、川沿いの散歩道の完成を心待ちにしています。

朝のコースではありませんが、七月、葛飾に

赴任して最初の連休に帝釈天題経寺をお参りしました。柴又の寅さんにご挨拶してから参道をぶらり、団子や煎餅、川魚などのお店が軒を連ね、その木造の店並みが懐かしさを感じさせます。題経寺では、素晴らしい彫刻と美しい中庭、そして見事な「瑞龍の松」に歴史を感じます。係の人から「瑞龍の松の御神酒あげ」の話聞き、「次回はいつか」と尋ねますと、「来年の二月だが、詳しい日取りは、ある理由で公表していない」とのことです。情報を入手して、是非、見てみたいものです。

ところで、私は秋田県出身ですが、四ツ木と秋田には深い関係があることを知りました。秋田県鹿角市のホームページに、葛飾区と鹿角市が「連携・協力に関する協定書」を締結しているとありました。昭和四十九年に四ツ木小学校の子どもたちが、鹿角市で農業体験学習をしたことに始まり、今では子どもたちの交流のほか、鹿角市の農産物を四ツ木地区で直接販売する「食の交流まつり」を開催し、交流を深めているとのこと。この発見を機に、四ツ木地区を歩き秋田を見つきたいと思います。

五年間の朝のウォーキング効果、まずは減量ですが、何と言っても、一番は街の人たちや景色に元気をもらったことです。最も印象的なことは、千代田区、中央区、葛飾区のごこの街もとてもきれいなことです。しかも毎日のことです。何でもないことのようにですが、その陰には多くの方々の、日々の心掛けや努力があります。素晴らしいことです。これからも、朝のウォーキング、続けたいと思います。

葛飾都税事務所からのお知らせ

TEL. 03-3697-7511

耐震化のための建替え又は改修を行った住宅 に対する固定資産税・都市計画税を減免します(23区内)

<減免の対象① 耐震化のための建替え>

昭和57年1月1日以前からある家屋を取り壊し、当該家屋に代えて、平成30年3月31日までの間に新築された住宅

耐震化のための建替えを行った住宅とは、上記に加え、次の要件をすべて満たす住宅です。

- (1) 新築された家屋の居住部分の割合が当該家屋の2分の1以上であること
- (2) 建替え前の家屋を取り壊した日の前後各1年以内に新築された住宅であること
- (3) 建替え前の家屋と新築された住宅がともに23区内にあること
- (4) 新築された日の属する年の翌年の1月1日(1月1日新築の場合は、同日)において、建替え前の家屋を取り壊した日の属する年の1月1日における所有者と同一の者が所有する住宅であること
- (5) 新築された住宅について、検査済証の交付を受けていること
- (6) 新築された年の翌々年(1月1日新築の場合は翌年)の2月末までに減免申請すること

<減免される期間・税額>

新築後新たに課税される年度から3年度分について居住部分の固定資産税・都市計画税を**全額減免**(減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります。)

<減免の対象② 耐震化のための改修>

昭和57年1月1日以前からある家屋で、平成30年3月31日までの間に建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合させるように一定の改修工事を行った住宅

一定の改修工事を行った住宅とは、上記に加え、次の要件をすべて満たす住宅です。

- (1) 耐震改修後の家屋の居住部分の割合が当該家屋の2分の1以上であること
- (2) 耐震改修に要した費用の額が1戸あたり50万円を超えていること
- (3) 現行の耐震基準に適合した工事であることの証明を受けていること
- (4) 耐震改修工事が完了した日から3ヶ月以内に減免申請すること

<減免される期間・税額>

改修完了日の翌年度分(1月1日完了の場合はその年度分)から一定期間について耐震減額適用後、固定資産税・都市計画税を**全額減免**(居住部分で1戸あたり120㎡の床面積相当分まで)



<減免を受けるための手続き>

①の場合には「固定資産税減免申請書」、②の場合には「固定資産税減額申告書兼減免申請書」に必要事項をご記入の上、必要書類とともに、その住宅が所在する区にある都税事務所まで申請してください。建替えと耐震改修とでは減免申請期限が異なりますのでご注意ください。詳しくは、当該住宅が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。

現行の耐震基準の内容や耐震基準に適合した工事であることの証明書の発行等については、建築士もしくは各区役所の担当窓口へお問い合わせください。

葛飾区役所・税務課からのお知らせ

葛飾区立石5-13-1 TEL. 03-5654-8550

給与支払報告書の提出をお願いします

会社などの事業所を経営されている方は、平成28年中に従業員に対して給与の支払いがあった場合、その従業員の平成29年1月1日現在の住所所在地である区市町村に、給与支払報告書を提出することになっています。(退職者・パートの方などすべて対象です。)

各区市町村に給与支払報告書を平成29年1月31日(火)までに、提出してください。

なお、東京都及び都内62区市町村は所得税の源泉徴収義務がある事業主の方を平成29年度から特別区民税・都民税の特別徴収義務者として指定します。ただし一定の理由に該当する場合は、普通徴収とすることもできます。その場合は該当者の給与支払報告書(個人別明細書)の摘要欄に普通徴収切替理由を記載し、普通徴収切替理由書と併せて提出をお願いします。

※提出書類は、税務課・税務署で配布しています。

◎提出していただく書類

①給与支払報告書(総括表)

会社名・事業所所在地・代表者名などの会社情報、税理士・会計士の情報、特別徴収・普通徴収の内訳人数、葛飾区特徴指定番号に加え、**法人番号**(個人事業主の方は個人番号)の記載をお願いします。

平成28年度に特別徴収をされている事業所に、葛飾区役所から12月1日に「葛飾区提出用総括表」を送付します。必ずそちらをご利用ください。

②普通徴収切替理由書

次の基準により普通徴収とする方がいる場合は、普通徴収切替理由書を給与支払報告書と併せて提出してください。

【普通徴収切替理由】

普 A	総従業員数が2人以下 (他の区市町村を含む事業所全体の受給者の人数で、以下の普 B～普 F の理由に該当して普通徴収とする対象者を除いた従業員数)
普 B	他の事業所で特別徴収(例：乙欄該当者など)
普 C	給与が少なく税額が引けない

普 D	給与の支払が不定期(例：給与の支払が毎月でない。)
普 E	事業専従者(個人事業主のみ対象)
普 F	退職者又は退職予定者(5月末日まで) (休職等により4月1日現在で給与の支払を受けていない方を含みます。)

③給与支払報告書(個人別明細書)

給与支払報告書(個人別明細書)には、従業員の住所、氏名、一年間の給与額、所得控除額、源泉徴収額、控除の内容と金額、就職・退職年月日、生年月日、**従業員の方の個人番号**、会社の所在地、名称、**法人番号**(個人事業主の場合は個人番号)の記載をお願いします。また、**普通徴収とする場合は切替理由を摘要欄に記載してください。**

毎年、多くの給与支払報告書でこれらの記載が漏れています。全て正しく記載されないと、ご本人確認ができず、正確に課税できない場合がありますので、ご協力をお願いします。

◎提出期限は、平成29年1月31日です!

提出の際は、必ず平成29年度様式で提出してください。(様式は、葛飾区ホームページからダウンロードできます。)

なお、**給与支払報告書提出後に徴収方法の変更があった場合(誤記、退職等)は、「異動届出書」又は「切替申請書」の提出をお願いします。**

【提出先】 〒124-8555

葛飾区立石五丁目13番1号

葛飾区総務部 税務課課税担当

☆電子データによる給与支払報告書の提出が義務付けられています。

給与支払報告書は、税務署へ提出すべき源泉徴収票が1,000枚以上であった事業所、または税務署へ源泉徴収票を電子データで提出することが義務付けられた事業所は、光ディスク等(電子データ)またはeLTAXで提出することが義務付けられています。詳細は、税務課課税係(03-5654-8550)へお問い合わせください。

■ 表紙のイラストについて ■



いつもの父子、今日は中川土手を散歩しているようです。

護岸工事によって川沿いに遊歩道が出来たため、水面をすぐそばに見ながら歩けるようになりました。

ゼロメートル地帯である葛飾区を水害から守る中川の護岸ですが、新しい遊歩道から普段の穏やかな中川の流れを見つめているとどこか気持ちが安らぎ、この川の多い葛飾こそふるさとの景色だなあと感じるの私だけでしょうか。

今日も中川土手は大水の危険から私たちの生活を守ってくれています。

イラスト：かつしかけいた

編 集 後 記

錦秋 しみじみ感じます

暦という便利なツールは確実に時の推移を体感させてくれます。文化の日・立冬・七五三・小雪 ああ夏の喧騒、秋の長雨、日本直撃の台風 なんだから顧みると短期間に思い出す事いっぱいですね。

当葛飾法人会でも会員さんや地域の方々との双方向のイベントがたくさんです。簿記3級検定コース、かつしか産業フェア、健康セミナー、絵ハガキコンクール、法人会と区民の集い、各地域事業部での公益目的事業では地域との連携した催しが数多く開催ですね。ご協力に感謝でございます。

本誌「かつしかの窓」でも(葛飾企業人)として人にスポットを当てた新しい企画をスタートさせていただきました。思い・人生訓・企業人としてのご紹介ができればと思っております。

ぜひご紹介の企業人お待ち申し上げます。

本年を締めくくる錦秋号、行事の楽しい報告が期間にあふれておりますどうぞお楽しみください。

もの想い、しみじみ空と雲そして月明かりの宵には本年を振り返り自己啓発を考えます。次号は平成29年新年号になります。早々ですが本年つつがなく広報に携われました事感謝でございます。有難うございました、来年もファイト邁進です。

(広報委員長 細谷政男)

◆ 説明会のご案内 ◆

決算法人説明会		
開催日	時間	場所
1月23日(月)	13:30~16:00	葛飾法人会館
3月2日(木)	13:30~16:00	葛飾法人会館
3日(金)		
4月5日(水)	13:30~16:00	葛飾法人会館
5月10日(水)	13:30~16:00	葛飾法人会館
6月7日(水)	13:30~16:00	葛飾法人会館
新設法人説明会		
1月30日(月)	13:30~16:00	葛飾法人会館
4月12日(水)	13:30~16:00	葛飾法人会館

税 務 相 談

月1回、1時間まで無料!

葛飾法人会では税に関する相談を個別に行っています。まずは法人会事務局へご連絡ください!

☎ 3693-3744

申し込み後、日時等をご相談の上決めさせていただきます。相談は原則として葛飾法人会館で行い、東京税理士会葛飾支部の税理士が相談に応じます。

※時間を超えてご相談になられた場合、超過時間につきましては相談者のご負担になります。

帰る時に事務局にお支払ください。料金は30分につき5,000円と消費税になります。

かつしかの窓
Vol.366

平成28年11月25日発行

発行所 公益社団法人 葛飾法人会
葛飾区立石7丁目29番2号 TEL3693-3744 FAX3693-3906
URL <http://www.katsuhou.net> E-mail: info@katsuhou.net

発行人 片岡 嘉治 編集人 細谷 政男



税の活動で企業・社会に貢献

法人会

